

葛城市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

葛城市上下水道部下水道課

1. 業務の目的

葛城市の下水道は、流域関連公共下水道として昭和57（1982）年に合併前の新庄町及び當麻町のそれぞれで事業着手し、平成4（1992）年から一部供用を開始した。

ストックマネジメント計画に基づいて点検や調査を行い、対応しているものの、今後、耐用年数を経過した管渠が増加し、管路施設の更新や維持管理の増加が見込まれることに伴って、管渠調査や清掃など維持管理に係る業務量は増加し、官民ともに担い手の確保が重要な課題である。また、下水道使用料収入の減少などの課題も顕在化しており、ヒト・モノ・カネの3つの課題への対応が求められている。

本業務では、持続可能な下水道事業の運営に向けた一つの手法として、このような課題に対する解決策、効率的な官民連携手法について検討することを目的として実施する。

2. 業務の概要

（1）業務名

葛城市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）

（2）業務内容

別紙「葛城市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託 企画書」のとおり

- ①本業務は、ウォーターPPP導入の可能性を調査するとともに、今後の効率的な官民連携手法を検討する業務である。
- ②契約時に本業務の詳細について双方で確認を行う。
- ③本業務実施前に実施計画書の承認を受けなければ、着手することはできない。

（3）履行期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

（4）業務場所

葛城市内全域

（5）事業費

契約金額の上限は、23,114,300円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、上限額を超えた提案は無効とする。

（6）選定方法

本業務の受託予定者の選定は、事業実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために公募型プロポーザル方式によって行う。

（7）葛城市プロポーザル審査委員会

事業者の選定は、本市職員等で構成される葛城市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

3. 参加事業者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度葛城市測量・建設コンサルタント等業務等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 平成27年度以降に「国または地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携事業の導入に関する調査・検討業務」を元請として完了した実績を有すること。
- (4) 管理技術者および照査技術者として、下記①、②いずれかの有資格者かつ3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を各1名配置すること。ただし、配置予定技術者の兼務はできない。
 - ① 技術士（上下水道部門-下水道）
 - ② RCCM（専門技術部門-下水道）
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納していないこと。
- (6) 参加表明書の受付期間において、葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 参加表明書の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 下記①から⑤までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (9) その他、本業務を実施する上で必要な資格等を有していること。

4. 公募に係るスケジュール

内 容	日 時	備 考
公募開始（公告）	令和7年4月1日（火）	
参加表明書等各様式の交付期間	令和7年4月1日（火）から 令和7年4月28日（月）まで	本市 HP に掲載
質問書受付期限	令和7年4月1日（火）から 令和7年4月11日（金）午後5時まで	電子メールでのみ受付
質問書に対する回答期限	令和7年4月18日（金）	電子メールで回答 市HPで公表
参加表明書兼誓約書受付期限	令和7年4月1日（火）から 令和7年4月28日（月）午後5時まで	持参もしくは郵送
企画提案書受付期限	令和7年4月1日（火）から 令和7年4月28日（月）午後5時まで	持参もしくは郵送
一次審査日	令和7年4月30日（水）予定	
二次審査案内	令和7年5月1日（木）予定	
プレゼンテーション 及びヒアリング （二次審査）	令和7年5月8日（木）予定	
選考結果通知	令和7年5月13日（火）予定	受託候補者に通知を発 送するとともに、市HP で公表
契約締結	令和7年5月21日（水）予定	

5. 質問の受付及び回答

（1）質問方法

質問書【様式6号】にて電子メールにより送付すること。質問書送付後、電話にて受信確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けない。電子メール件名は、「【質問】葛城市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託」とすること。

（2）質問書受付期日

令和7年4月1日（火）から令和7年4月11日（金）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を含まない。）

(3) 提出先

「13. 問い合わせ先」のとおりとする。

(4) 回答方法

令和7年4月18日（金）に、質問者の名称等を伏せた上で、市ホームページに公開するとともに、全ての質問事項に対する回答を応募者全員に電子メールで回答する。

(5) その他

本実施要領の追加または修正がある場合は、随時、本市ホームページに掲載する。
回答期限後、提出された質問及び回答内容を市HPに掲載する。

6. 参加表明書兼誓約書の提出

(1) 提出方法

持参もしくは郵送とする。

持参の場合は、市役所の閉庁日を除く、午前9時から午後5時までに提出すること。

郵送の場合は、簡易書留等など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

(2) 提出先

「13. 問い合わせ先」の通りとする。

(3) 各様式の交付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月28日（月）まで

(4) 提出書類

参加表明書兼誓約書【様式1号】

(5) 提出期日

令和7年4月28日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を含まない。）

(6) 参加の辞退

参加表明書兼誓約書提出後に、辞退する場合は辞退届【様式8号】を速やかに提出すること。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出方法

持参もしくは郵送とする。

持参の場合は、市役所の閉庁日を除く、午前9時から午後5時までに提出すること。

郵送の場合は、簡易書留等など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

(2) 提出先

「13. 問い合わせ先」のとおりとする。

(3) 提出書類及び部数等

次の書類を製本（ホチキス留め可）して、原本1部、写し10部を提出すること。

- ・様式、枚数は下表の通りとする。
- ・原則として用紙サイズはA4、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・受付期限後の企画提案書の再提出や追加、差替え等は認めない。ただし、市が指示した場合を除く。
- ・提出した企画提案書は返却しない。
- ・提出書類については、提出書類チェックリスト【様式7号】の提案者確認欄にチェックの上、書類を提出する都度、提出すること。

提出書類	留意事項
事業者概要書 【様式2号】	① 令和7年4月1日時点で記載すること。
業務実績調書 【様式3号】	① 平成27年度以降に完了した葛城市内における下水道事業の業務実績が分かる書類の写し（TECRIS）を添付すること。 ② 平成27年度以降に完了した「国または地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携事業の導入に関する調査・検討業務」の実績が分かる書類の写し（TECRIS）を添付すること。
配置予定管理 技術者調書 【様式4号】	① 有資格者は資格者証の写しを添付すること。 ② 配置予定管理技術者の実績が分かる書類の写し（TECRIS）を添付すること。 ③ 配置予定管理技術者との間に3か月以上の雇用関係を証明できる書類の写し（住民税特別徴収税額通知書等）を添付すること。契約の履行や業務品質を確保するため、適正に配置すること。
配置予定照査 技術者調書 【様式5号】	① 有資格者は資格者証の写しを添付すること。 ② 配置予定照査技術者の実績が分かる書類の写し（TECRIS）を添付すること。 ③ 配置予定照査技術者との間に3か月以上の雇用関係を証明できる書類の写し（住民税特別徴収税額通知書等）を添付すること。契約の履行や業務品質を確保するため、適切に配置すること。
参考見積書 【任意様式】	① 任意様式とする。 ② 印鑑は実印を押印すること。 ③ 契約金額の上限は、23,114,300円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。なお、上限額を上回った場合は、審査の対象と

	しない。
提出書類チェック リスト 【様式第7号】	① 提案者確認欄にチェックの上、書類を提出する都度、提出してください。
提案書表紙 【任意様式】	① 任意様式とし、1枚以内とする。 ② 表紙に「葛城市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託 企画提案書」を記載すること。
提案書 【任意様式】	① 任意様式とし、表紙を除く5枚以内とする。 ② 別紙仕様書に基づく具体的な提案であること。 ③ 審査方法は【9. 審査方法】を参照のこと。
業務実施体制 【任意様式】	① 任意様式とし、1枚以内とする。 ② 業務実施体制（人員配置、経験、資格等）に関すること。
業務スケジュール 【任意様式】	① 任意様式とし、1枚以内とする。 ② 業務実施スケジュールに関すること。
独自提案 【任意様式】	① 任意様式とし、1枚以内とする。 ② ウォーターPPPの視点から独自・有効と思われる企画提案。 独自提案の実施については、本事業の契約締結前に双方が協議して決定するものとするが、契約限度額内とすること。

（４）提出期日 令和7年4月28日（月）午後5時まで

8. プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）の実施

（１）日時及び場所

令和7年5月8日（木）に実施予定。

企画提案書を提出した事業者（以下、「提案者」という。）に対し、令和7年5月1日（木）（予定）に開催時間及び場所、参加者番号を別途通知する。

（２）実施方法

委員による審査委員会を開催し、評価する。

- ① 二次審査への出席者は責任者を含めて4名以内とする。また原則として、契約締結に主担当（管理技術者）となる予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこととする。
- ② 二次審査は提出した企画提案書に基づき、入室・準備時間を除く40分以内（説明・提案25分、質疑・応答15分）とする。
- ③ 二次審査は提出した企画提案書を用いることとし、追加資料は認めない。本市の

用意するプロジェクター（接続：HDMIケーブル）を使用することができる。パソコンは提案者が持参すること。また、インターネットの通信環境が必要な場合は、提案者が準備すること。※事前に申し出ること。

- ④ 二次審査は非公開にて対面で実施する。
- ⑤ 社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や配付資料及び投影する資料等に特定できるロゴ等は出さないこと。
- ⑥ 提案者が多数の場合、一次審査の上位４者程度に選定する場合がある。

9. 審査方法

（１）一次審査（40点満点）

一次審査では、下記①から④の審査項目による書面審査を行う。

① 実績審査（10点満点）

ア 対象 業務実績調書【様式３号】

イ 評価方法 平成27年度以降に「①本市における下水道事業の業務実績」を元請として完了した実績件数、「②国または地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携事業の導入に関する調査・検討業務」を元請として完了した実績件数の合計で審査を行う。

実績数が５件以上	10点
実績数が３件以上５件未満	５点
実績数が１件以上３件未満	１点

② 配置予定管理技術者実績審査（10点満点）

ア 対象 配置予定管理技術者調書【様式４号】

イ 評価方法 平成27年度以降に「国または地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携事業の導入に関する調査・検討業務」を配置予定管理技術者もしくは、担当技術者として従事した実績件数で審査を行う。

実績数が５件	10点
実績数が３件以上５件未満	５点
実績数が１件以上３件未満	１点
実績なし	０点

③ 配置予定照査技術者実績審査（10点満点）

ア 対象 配置予定照査技術者調書【様式５号】

イ 評価方法 平成27年度以降に「国または地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携事業の導入に関する調査・検討業務」を配置予定照査技術者

もしくは、担当技術者として従事した実績件数で審査を行う。

実績数が5件	10点
実績数が3件以上5件未満	5点
実績数が1件以上3件未満	1点
実績なし	0点

④ コストの妥当性審査基準（価格点／10点満点）

ア 対象 見積書【任意様式】

採点は、合計金額により行う。（内訳書は採点対象外）

イ 評価方法 下記により計算し、価格点とする。

最低見積価格者の得点は10点とし、その他の者は、下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点 = 10点 × （最低見積価格※1／見積価格※2）」

※1 全提案者の中で最も低い見積価格

※2 当該提案者の見積価格

（2）二次審査（160点満点）

審査委員会は、提出された企画提案書の内容等により、総合的に評価する。

（3）評価基準及び配点

一次審査及び二次審査の評価基準及び配点については、下記の通りとする。

評価項目		評価の着目点	評価基準	配点	審査基準
一次審査	業務実績 価格点	① 実績審査		10	書類審査
		② 配置予定管理技術者実績審査		10	
		③ 配置予定照査技術者実績審査		10	
		④ コストの妥当性審査基準		10	
二次審査	実施方針・実施フロー・工程表・その他	実施方針及び手法	業務目的や背景等を十分に理解しているか。	20	5段階評定 A：特に良い B：良い C：普通 D：やや劣る E：劣る ・本業務に至る背景
	提案内容	下水道事業の認識	本市の下水道事業の現状と課題を適切に認識し、解決手法の検討手法等が示されているか。	30	

	導入可能性調査	マーケットサウンディングにおける留意点、下水道分野を想定したスキーム検討の留意点、現状の民間委託における課題整理とそれを活かした性能評価を検討する際の留意点が示されているか。	30	の理解度 ・下水道事業の特性と経営状況の把握 ・取組意欲の高さや積極性、発注者を支援する姿勢・業務の工夫
実施体制	業務実施体制	提案内容を実現できる人員配置や役割分担がされているか。	30	・経験と知識に基づいた提案
	スケジュール	業務の履行に必要な現実的なスケジュールが示されているか。	20	・実現性、論理的な提案内容
	その他	本事業の効果を高める独自性のある提案がされているか。	30	・提案説明がわかりやすさ、説得力の有無
合 計			200	

(4) 審査の公開

審査及びヒアリングは非公開とする。

(5) 受託候補者の選定

審査委員会の終了後、評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

(6) 選定結果の公表

選定の結果については、二次審査を行った提案者に結果を通知するとともに葛城市ホームページ上で公表する。なお、選定結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

葛城市ホームページURL <https://www.city.katsuragi.nara.jp/>

(7) 留意事項

- ① 合計得点が高い順に受託候補者と次点の者を選定する。
- ② 評価点合計が同点となる者が2者以上あるときは、二次審査の配点合計が高いものとする。
- ③ ②において企画提案書の配点合計が同点の場合は、提案見積書金額が低い者を上位とする。
- ④ ③においても提案見積書金額が同額の場合は、くじで決定する。
- ⑤ 参加表明書及び企画提案書の提出が1者の場合であっても二次審査を行い、全審査委員の合計評価点の平均が120点以上で合格とする。
- ⑥ 平均が120点未満の場合、又は参加表明書及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の変更等を行うことがある。

10. 契約の締結

- (1) 当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって契約にはいたらない。企画提案書に記載された内容を基本とするが、業務内容の詳細について受託候補者と本市の協議により内容を確定し、随意契約にて当該業務実施に係る契約を締結する。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約しない場合、又は協議が整わなかった場合は、審査委員会における次点の提案者と契約について協議する。

11. 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期日までに必要書類を提出しない場合
- (2) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に定める提出書類の作成及び条件等を逸脱した提案であった場合
- (4) 指定する審査委員会の集合時間に遅刻した場合
- (5) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (6) 審査委員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合
- (7) 契約締結までの間に参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- (8) 二次審査終了までの間に他の提案者に対して、意図的に提案内容を開示した者
- (9) その他、審査委員会が不適格と認めた者

12. その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成や本プロポーザルに係る一切の経費については、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却は行わない。
- (3) 提出書類は、当該提案者に無断での公開及び二次的な使用は行わない。ただし、審査のため、複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザルにより知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 当該提案者に了承を得た上で、受託候補者及び次点の者に選定された提出書類等を

公表（市ホームページや広報への掲載）する場合がある。

- （８）選定後、提案者が提出する書類の趣旨を尊重するが、提出内容に拘束されないものとする。
- （９）本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに個人情報の保護に関する法律、葛城市水道事業及び下水道事業会計規程及びその他の本市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。
- （１０）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- （１１）仕様書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し、企画提案書に記載すること。
- （１２）提案者が１者の場合であっても、二次審査を実施する。
- （１３）審査経過に関する質問等には一切回答しない。

13. 問い合わせ先

葛城市上下水道部下水道課（担当：稲田・奥村）

住 所：〒639-2155 奈良県葛城市竹内1083番地

T E L：0745-48-7820

F A X：0745-48-8185

e-mail：gesuidou@city.katsuragi.lg.jp